

# えびの市指名競争入札共通事項書

## 1 法令等の遵守

えびの市の契約に係る指名競争入札（以下「入札」という。）を行う場合における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、えびの市財務規則（昭和47年えびの市規則第2号。以下「規則」という。）、えびの市電子入札実施要綱（令和3年えびの市告示第19号。以下「実施要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、本書に定めるところによるものとする。

## 2 公正な入札の確保

- (1) 入札において指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、仕様書、設計図書等、契約書案その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

## 3 入札に参加できない者

入札参加者が、入札執行の時までに次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 経営者等（法人にあつては役員（株式会社又は有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員及び組合の理事をいう。）及び支社、支店又は営業所に権限を委任している場合にあつてはその代表者、個人にあつてはその者及び登記された支配人をいう。）が、えびの市暴力団排除条例（平成2

3年えびの市条例第15号)第2条第2号又は第3号及び規則第108条第1項第5号に該当すると認められる者

- (3) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (4) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (6) 市が行う監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (7) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (8) (3) から (7) までの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (9) 市から指名停止又は指名回避を受けた者
- (10) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (11) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能となった者又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者
- (12) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者。ただし、建設工事にあつては、当該手続開始決定日を審査基準日とする建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知書を取得し、市の審査を受け、入札参加資格を認められた者を除く。
- (13) 虚偽又は不正な方法により指名競争入札参加資格者名簿に登載されたことが明らかになった者
- (14) 契約の履行に必要なとされる業務上の許可、登録等を有しない者

## 4 入札の方法等

- (1) 入札参加者は、代表者（法人にあっては代表権を有する者、個人にあっては指名を受けた本人。以下同じ。）又は代表者から委任状により入札に関する権限を委任された者（以下「代理人」という。）でなければならない。ただし、電子入札に参加できる者は、代表者及び当該代表者から入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）
- (2) 電子入札に参加する場合に、前項で規定する代表者及び受任者は、電子署名法に基づく電子証明書(以下「ICカード」という。)を取得し、えびの市にICカードを登録しておかなければならない。
- (3) 書面による入札（以下「紙入札」という。）に参加する場合は、次のいずれかに該当する委任状は無効とする。代理人がその権限に基づいて復代理人を選任する場合も同様とする。
  - ア 代表者及び代理人の商号又は名称、役職名、氏名及び押印がなく、又は誤脱し、若しくは不明なもの
  - イ 入札の目的又は委任する権限が記載されず、又は誤脱し、若しくは不明なもの
- (4) 紙入札に参加する場合の委任状に記載する代表者及び代理人の商号又は名称、役職名、氏名には、印刷又はスタンプ等を用いることができる。委任状は封筒に入れなくてもよい。
- (5) 紙入札に参加する場合、入札開始時刻までに入札会場へ入場しなかった者は、当該入札に参加することはできない。

## 5 入札辞退

- (1) 入札参加者は、次の方法により入札への参加を辞退することができる。
  - ア 入札執行前  
入札辞退届を発注課へ持参又は郵送等により提出する。（入札執行日の前日（当該日が休日等である場合には、その直前の平日）までに必着）ただし、電子入札の参加者は、入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。
  - イ 入札執行中  
紙入札に参加する場合には、入札書の入札金額欄へ「辞退」と記載し、

入札執行者へ直接提出する。

- (2) (1)の方法により入札への参加を辞退した者は、当該入札を辞退したことを理由として、以後の指名等で不利益な取扱いを受けることはない。
- (3) 入札参加者は、事故その他のやむを得ない事由により入札に参加できないときは、入札が執行されるまでに入札執行者へ電話により連絡するものとする。この場合において、速やかに入札欠席理由説明書（別記様式第10号）を入札執行者へ提出するものとする。

## 6 入札書

### (1) 紙入札の場合

- ア 消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記載する。その際、金額の左側に「¥」を記載する。
- イ 入札書の住所、商号又は名称、役職名、氏名は印刷又はスタンプ等を用いて記載することができる。
- ウ 入札書に使用する印鑑は、代表者が入札を行う場合には代表者印、代理人が入札を行う場合には委任状で届け出た使用印鑑でなければならない。
- エ 入札書は、封筒に入れ、封をした上で入札箱に投函しなければならない。使用する封筒は、A4用紙が四つ折り又は三つ折で入る程度（長形40号、長形3号等）の大きさのものに入札の件名、入札参加者の住所及び商号を記載したものとする。これらの事項は印刷又はスタンプ等を用いて記載することができる。
- オ 再度入札（2回目及び3回目の入札をいう。）を行う場合には、入札書の上部余白部分に、2回目の入札では「再」又は「第2回」と記載し、3回目の入札では「再々」又は「第3回」と記載した入札書を用いるものとし、入札執行者から返還されたエで使用した封筒に入れて入札箱に投かんするものとする。

### (2) 電子入札の場合

- ア 建設工事に係る入札の手続きは、電子入札システムにより行うものとし、原則として持参、電報又はファクシミリによる提出は認めない。
- イ 入札書の提出期限までに、えびの市が使用する電子計算機に備えられたファイルに、入札金額、くじ番号その他所定の情報が記載されない入札書は、受理

しない。

ウ 実施要綱第5条第4項各号又は同実施要項運用基準第3の3各号のいずれかに該当する場合は、紙入札に関する承諾（移行）願を提出し、承諾を得たときは、紙入札をすることができる。なお、この場合の入札書は、紙入札に準じて封書にしたものを持参により提出する。

## 7 入札執行者の指示

- (1) 入札参加者は、入札執行者の指示に従うものとする。
- (2) 紙入札に参加する場合に入札執行者が、各入札参加者に番号を割り当てた場合には、当該番号を入札書の封筒の表側及び委任状の上部余白部分に記載するものとする。

## 8 工事費内訳書

- (1) 建設工事の初度入札においては、工事費内訳書を入札書と同封し、投かんしなければならない。ただし、電子入札においては、電子入札システムにより入札書とともに提出する。
- (2) 入札参加者は、提出した工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない
- (3) 紙入札の場合の工事費内訳書は、印刷又はスタンプ等を用いて記載することができる。
- (4) 紙入札の場合の工事費内訳書に使用する印鑑は、代表者印、又は委任状で届け出た使用印鑑でなければならない。
- (5) 工事費内訳書の工種等欄には、市長が定めた項目を記載するものとする。
- (6) 工事費内訳書の合計額である工事価格は、入札金額と一致させるものとする。
- (7) 入札参加者は、当該工事費内訳書の積算根拠を求められた場合は、速やかに当該積算根拠を提出しなければならない。

## 9 無効の入札

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格がない者が行った入札
- イ 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- ウ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- エ 入札書の表記金額を訂正した入札
- オ 入札書の表記金額その他重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- カ 入札書の印影が誤脱し、又は不明な場合。ただし、電子入札システムにより提出されている場合は除く。
- キ 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具を用いた入札
- ク 入札条件に違反した入札
- ケ 連合その他不正の行為があった入札
- コ 入札保証金の全部又は一部を納付する入札において、入札執行前に入札保証金（保証金に代わる担保、入札保証保険証書を含む。）を納付しない者が行った入札
- サ 最低制限価格を設けた入札にあつては、当該最低制限価格を下回る金額の入札

(2) 工事費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、当該工事費内訳書に係る入札を無効とする。

- ア 工事費内訳書が提出されない場合
- イ 金額その他重要な文字が誤脱し、又は不明な場合
- ウ 印影が誤脱し、又は不明な場合。ただし電子入札により提出されている場合は除く。
- エ 金額を訂正した場合
- オ 工事価格と入札金額が一致しない場合及び違算のある場合

カ 工種等欄の記載内容が、市が指定したものと異なる場合

キ 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具を用いた場合

- (3) 無効の入札を行った者及び初度入札（再度入札を2回以上行う場合には、直前の入札も含む。）に参加しなかった者は、再度入札に参加することはできないものとする。

## 10 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を取りやめることがある。
- (2) 市においてやむを得ない必要を生じたときは、入札又は落札を取り消す場合がある。
- (3) 初度入札の参加者が1名の場合には、入札を執行しない。ただし、電子入札の場合を除く。
- (4) 天災地変等により入札の執行が困難であるときは、入札を執行しない。この場合、発注課から速やかに入札参加者へ通知するものとする。

## 11 入札及び開札

### (1) 共通事項

入札参加者が連合若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書（建設工事の入札にあつては、工事内訳書を含む。）を必要に応じて公正取引委員会へ提出する場合がある。

### (2) 紙入札の場合

ア 入札参加者は、投かんした入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。開札前であっても同様とする。

イ 入札執行者は、入札終了後直ちに入札参加者の立会いの下で開札を行う。入

札者が立ち会わない場合には、入札執行者は入札に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。

ウ 入札執行者は、予定価格を事前公表していない場合の初度入札で落札者がいない場合には直ちに再度入札を行う。

エ 投かんされた入札書は、返却しない。

オ 初度入札又は再度入札で、落札者となるべき金額で入札した者が複数いる場合、入札執行者は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、該当入札者はくじを辞退することはできないものとし、該当入札者がくじを引かない場合には、入札執行者は入札に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

カ オのくじは、数字を記した抽選棒を用いて次の手順により行う。

(ア) 予備抽選 当該入札者は、無作為の順で1回ずつくじを引く。

(イ) 本抽選 予備抽選で引いたくじに記された番号が小さい者から順に1回ずつくじを引き、くじに記された番号が最も小さい者を落札者とする。

キ イ及びオで定める市職員は、入札執行者が特に必要と認める場合を除き一人を選任するものとする。

### (3) 電子入札の場合

ア 初度入札で、落札者となるべき金額で入札した者が複数いる場合、入札執行者は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、電子入札においては、「電子くじ」により行うものとする。

## 1 2 僅少差見積

(1) 予定価格を公表していない、紙入札による建設工事の入札に限り、再度入札を行ってもなお落札者がいない場合には、当該再度入札において予定価格の僅少の範囲内（最低制限価格を定めた場合には、予定価格の僅少の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格）で最低の価格で申込みをした者（当該価格で入札した者が複数いた場合には、該当する者全て）から見積書を1回徴収できるものとする。

(2) 見積書は、入札書の表題部を見積書と訂正したものを使用することができ



るものとする。

- (3) 見積りを辞退する場合には、見積書の金額欄へ「辞退」と記載し、入札執行者へ直接提出する。見積りを辞退したことを理由として、以後の指名等で不利益な取扱いを受けることはない。

### 1 3 落札者の決定

- (1) 最低制限価格を設けた入札にあっては、最低制限価格から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた価格以上かつ入札書比較価格以下の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者を、それ以外の入札にあっては、最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札調査基準価格を設けた入札において、当該基準価格未満の金額での入札があった場合には、調査が終了するまで落札者の決定をしない。この場合、調査終了後に当該入札参加者へ落札者名その他必要な事項を通知する。
- (3) 総合評価落札方式による入札においては、審査が終了するまで落札者の決定をしない。この場合、審査終了後に当該入札参加者へ落札者名その他必要な事項を通知する。

### 1 4 入札保証金

- (1) 入札保証金は、市が指定する期日までに市が発行する納付書により納付する。
- (2) 入札保証金の金額は、入札金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5（市が特に指示した場合には、当該割合）以上とする。
- (3) 次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の納付を免除する。
  - ア 入札参加者が、損害保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合
  - イ 指名競争入札参加通知書又は指名競争入札通知書に免除と記載されていた場合
- (4) 入札保証金の納付は、担保の提供をもって代えることができる。

- (5) 入札保証金は、落札者決定後に還付する。なお、落札者の入札保証金は、原則として納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当するものとするが、落札者が契約保証金の全部又は一部に充当しない旨の意思表示をした場合には、落札者が契約保証金を納付した後に入札保証金を還付するものとする。入札保証金には利子を付さない。
- (6) 落札者が契約を締結しない場合には、当該落札者の入札保証金は市に帰属する。

## 1 5 契約保証金

- (1) 契約保証金の金額は、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10（市が特に指示した場合には、当該割合）以上とする。
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。
  - ア 落札者が損害保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結時に市へ当該保険証書を提出した場合
  - イ 公共工事の請負契約において、落札者から委託を受けた損害保険会社と工事履行保証契約を締結し、契約締結時に市へ当該保険証書を提出した場合。
  - ウ 指名競争入札参加通知書又は指名競争入札通知書に添付の入札条件に免除と記載されていた場合
- (3) 契約保証金の納付は、担保の提供をもって代えることができる。
- (4) 契約保証金は、契約履行の確認又は検査終了後に還付する。契約保証金には利子を付さない。
- (5) 落札者が契約上の義務を履行しない場合、契約保証金は市に帰属する。

## 1 6 入札保証金及び契約保証金に代わる担保

入札保証金及び契約保証金に代わる担保の種類及び価値は次のとおりとする。

担保の種類	担保の価値
国債又は地方債	額面金額又は登録金額

政府が保証する債権及び市長が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額
銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形	手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
定期預金債権	債権証書に記載された債権金額。この場合、定期預金債権に質権を設定させ、債権に係る証書及び債権に係る債務者である銀行又は市長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付がある書面を提出させなければならない。
銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関等の保証	保証する金額。この場合、保証を証明する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、保証をした銀行又は市長が確実と認める金融機関等との間に保証契約を締結しなければならない。

## 17 契約締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内（えびの市の休日を定める条例（平成2年えびの市条例第4号）第2条第1項に規定する日を除く。）に契約を結ばなければならない。ただし、市が特に指示した場合には、その指示に従うものとする。
- (2) 落札者が前号で定める期間内に契約を締結しない場合には、落札はその効力を失う。
- (3) 契約保証金を要する契約にあつては、落札者は、契約を締結するときに当該契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供し、若しくは履行保証保険契約又は工事履行保証契約の証書を提出するものとする。

## 18 紙入札における入札参加者の一般的注意事項

- (1) 入札執行者の指示に従うとともに、入札中の私語は厳に慎む。

- (2) 携帯電話等は電源を切るか、又はマナーモードにする。
- (3) 連合その他の公正な入札を妨げる行為、又はこれらの存在を疑わせる行為はしない。
- (4) 入札開始時刻までには入札会場に入る。
- (5) 入札開始時刻まで入札会場の外で待機する場合には、市民に不快感を与え、又は市民の妨げとならないようにするとともに、入札の公平性及び公正性に疑念を生じさせる行動は厳に慎む。

## 19 異議の申立て

入札参加者は、入札後に本書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由とした異議を申し立てることはできない。